

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一608	承認日	1975.8.23	1/1
各種委員会が勤務時間外に及ぶ時の取扱い					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

各種委員会は石川における民医連運動の前進、強化のために役員会、評議員会、院所管理部の指導のもとに設定されている。又、民医連運動の本旨からその構成員の自発的な積極性、創意性にささえられてこそ発展・強化されるものである。

この種の運動は原則としては勤務時間内に行われることが望ましいが、勤務時間外に亘って行わざるを得ない状況にあることも又事実であるので、今後次の通り取扱うことを決定した。

1. 各種委員会が勤務時間外に1時間以上に亘って行われ、且つ食事時間にまたがって行われる時は一回に付一人400円を限度として軽食を支給する。
2. 交通費については所属院所長より実費支給を受けるものとする。
3. この取扱いは県連単位で行われるものに適用すると共に院所単位で行われる場合もこれを超えてはならないものとする。

1975年8月23日